

空き家に関するお困り事ご相談ください。聞きにくい事でも個別相談なら安心。

空き家利活用 個別相談会

開催日 令和5年2月2日（木）・2月3日（金）

開催時間 午前10時から午後4時まで

開催場所 杉並区役所1階ロビー
東京都杉並区阿佐谷南1-15-1

ご相談できる方

- 区内にある空き家等を所有している方（親族・代理人を含む）
- 区内に空き家等となるおそれがある建築物を所有している方（親族・代理人を含む）
- 区内在住の方で空き家等（区内・区外）を所有している方（親族・代理人を含む）



空き家の相談は 資産税専門税理士に



2024年4月から相続登記申請が義務化されます。いま、空き家問題が注目を浴びているのは、世帯数が減少傾向にある一方で、空き家数は増加傾向にあることによります。野村総研のレポートによると、2033年には推定空き家率が27.3%で、推定空き家数は1,955万戸まで拡大します。空き家の発生を抑制するための特例税制を知っていただき、空き家の利活用を考えるきっかけとして是非この相談会をご利用ください。



税理士法人 WEST BRAIN
代表社員

西 英昭

認知症対策・相続対策で 空き家問題を解決！

私どもは空き家対策のトップランナーとして、NHK「あさイチ」「クローズアップ現代+」「ニュースウォッチ9」へ出演し、多くのお客様より信頼を頂いております。また、「空き家にさせない！実家信託」「知識ゼロからの空き家対策」等の書籍を通じお客様に寄り添って参りました。真心をこめて、ご対応させていただきます！



司法書士法人 ソレイユ
代表社員

杉谷 範子

相談事例

空き家をリフォームし
自宅や賃貸物件
として利活用したい

空き家を
解体・売却したい

相続を円滑に進めたいが
誰に相談すれば
いいかわからない

将来空き家を所有する
可能性があり
賃貸物件として貸し出したい

上記のような空き家に関するご相談に対応致します！

2023年1月6日（金）
申し込み開始

※窓口を複数用意していますので、事前申し込みがない場合でもご利用できます。お気軽にお越しください。混雑時の順番につきましては、事前に申し込みいただいた方が優先となりますのでご了承ください。※電話でご予約の際は「ロビー個別相談会」とお伝えください。※Eメールでご予約の際は「ロビー個別相談会」をご記載のうえ送付をお願いいたします。

—— 細田工務店グループ ——

 細田カスタマーサポート

〒166-0004 東京都杉並区阿佐谷南3-35-21
〈営業時間〉午前9時～午後6時（毎週水曜・日曜定休）

ご予約はこちら 「ロビー個別相談会」とお伝えください

03-5397-7717

Eメール cs@hosoda.co.jp